

■市民相談・保険

■市民相談

小林市では、日常の生活の中で生じるさまざまな問題を解決するため、市民相談を定期的に行っています。

相談の種類	相談内容	お問い合わせ先
消費生活相談	職員が一般的な相談や悪質商法などの相談に応じます。	本庁市民部市民課 ☎23-1141
人権・行政・なやみごと相談	人権擁護委員が、あらゆるなやみごと相談に応じます。	

■保険

(1) 国民健康保険

職場の健康保険などと違って、国民健康保険では、加入するとき・脱退するときには、世帯主が責任をもって届出をする必要があります。次のようなときには、必ず14日以内に届出をしてください。

手続き	こんなとき	必要なもの	お問い合わせ・申込先
加入手続き	他の市町村から転入してきたとき	●印鑑・転出証明書	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
	他の健康保険をやめたとき	●印鑑・健保をやめた証明書	
	子どもが生まれたとき	●印鑑・母子健康手帳	
脱退手続き	他の市町村へ転出するとき	●印鑑・保険証	
	他の健康保険に加入したとき	●印鑑・国保と健保の保険証	
	死亡したとき	●印鑑・保険証	
その他	退職者医療制度に該当したとき	●印鑑・年金証書（裁定通知書）・保険証	
	保険証を紛失したとき	●印鑑・身分証明書	
	住所、氏名、世帯主など、記載内容が変わったとき	●印鑑・保険証	
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	●印鑑・保険証・在学証明書	

●国民健康保険税の納入

こんなとき	内容	ご相談・お問い合わせ先
国民健康保険税の納入	<p>●小林市国民健康保険税は1世帯当たりにかかる平等割、被保険者1人当たりにかかる均等割、前年の所得に応じてかかる所得割、今年度の土地・家屋にかかる資産割の4つによって成り立っています。</p> <p>●普通徴収の納期は4月・6月・7月・8月・10月・11月・12月・2月の8期、納期限日は各月末日（12月は25日）です。ただし納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日（12月は翌日の平日）が納期限日となります。特別徴収は、年金支給月に年金から差し引かれます。</p>	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

平成20年4月1日から始まった医療制度で、それまでの老人保健制度に替わるもの。75歳の誕生日から加入することになります。65歳以上で一定の障がいのある人は、認定を受けて加入となります。一人ひとりに被保険者証が交付され、保険料も被保険者ごとに支払います。

運営主体は、宮崎県内のすべての市町村が加入して設立した宮崎県後期高齢者医療広域連合で、被保険者証の交付や保険料の決定及び医療の給付等を行います。各種届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口事務及び保険料の徴収については、市町村が行います。

後期高齢者医療にかかる費用のうち、被保険者の方が医療機関窓口で支払う自己負担を除いた分を、公費で約5割（国、都道府県、市町村）、後期高齢者支援金で約4割（高齢者以外の方の保険料）を負担し、残りの1割を被保険者の方々に保険料として負担していただきます。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担となります。

こんなとき	必要なもの	お問い合わせ・申込先
他の市町村から転入してきたとき	●印鑑・負担区分等証明書	宮崎県後期高齢者医療広域連合 ☎0985-62-0920
他の市町村へ転出するとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	
死亡したとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	本庁福祉保健部ほけん課 ☎23-0116
転居したとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	
医療保険が変わったとき	●後期高齢者医療受給者証・新しい保険証・印鑑	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
65歳以上で一定の障がいのある方	●印鑑 ●障害者手帳・国民年金証書等の障がいの状態が認定されているもの	
生活保護を受けるようになったとき	●後期高齢者医療受給者証・印鑑	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

(3) 介護保険

介護保険は、加入者が保険料を出し合って、介護が必要になったときに認定を受けてサービスを利用するしくみです。

こんなとき	手続き等の内容	お問い合わせ・申込先
介護保険に加入したいとき	特別な手続きはいりません。65歳になると小林市から被保険者証が届きます。大切に保管してください。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140
介護保険を利用したいとき	介護サービスを受けたいときは、事前に要介護（要支援）認定申請をする必要があります。	
死亡したとき	被保険者証の返還等の手続きをしてください。	須木庁舎住民生活課 ☎48-3132
介護認定を受けていた人が小林市から転出するとき	転出の際、小林市に被保険者証を返還してください。小林市が発行する「受給資格証明書」を転出先の市町村に提出していただくと、小林市の要介護度が引き継がれます。	
他の市町村から転入して介護保険を利用したいとき	転入の手続きをする際、要介護（要支援）認定申請の手続きが必要です。前市区町村で要介護（要支援）認定を受けていた方は前市区町村が発行した「受給資格証明書」を提出していただくと前市区町村の要介護度を引き継ぐことが出来ます。	野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
小林市内の介護保険施設へ入所するため転入するとき	小林市内の介護保険施設へ住所を移した場合、「住所地特例」に該当し、前市区町村が保険者となります。転入の手続きの際にお申し出ください。	

●介護保険料の納入

こんなとき	内 容	お問い合わせ先
介護保険料の納入	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の人は、年金からの天引き（特別徴収）又は市役所及び須木庁舎及び野尻庁舎、各金融機関の窓口納付（普通徴収）の方法により、介護保険料を納付していただきます。 ●普通徴収の納期は、納期は4月・6月・7月・8月・10月・11月・12月・2月の8期、納期限日は各月末日（12月は25日）です。ただし納期限日が休日の場合は翌月はじめの平日（12月は翌日の平日）が納期限日となります。 	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

●介護保険が適用される各種サービス

サービスの種類	内 容	お問い合わせ先
訪問介護	ホームヘルパーによる介護や身の回りの世話	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎23-1140 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
訪問看護	看護師等による療養上の世話や診療の補助	
訪問入浴介護	訪問入浴車などで訪問しての入浴介護	
訪問リハビリテーション	医師の判断にもとづき理学療法士・作業療法士等が家庭を訪問してのリハビリテーション	
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等による療養上の指導	
通所リハビリテーション	老人保健施設などに通ってのリハビリ・入浴・食事	
通所介護	デイサービスセンターなどに通っての入浴・食事等	
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期間の入所による介護や機能訓練（ショートステイ）	
短期入所療養介護	老人保健施設などへの短期間の入所による介護や機能訓練（ショートステイ）	
福祉用具貸与	車椅子やベッドなどの貸し出し	
居宅介護支援	ケアマネジャーによるケアプラン（介護サービス計画）の作成	
福祉用具購入	腰掛便座などの購入（支給限度額：年間10万円）	
住宅改修	手すりの取り付けなどの住宅の改修（支給限度額：20万円）	
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者への介護や日常生活の世話	
認知症対応型共同生活介護	グループホームにおいての介護や日常生活の世話	

※要介護度やご本人の状態等により利用できないサービスがあります。

また、上記のほかにも介護保険が適用される特別養護老人ホーム等の施設サービスもあります。